

石綿(アスベスト)の事前調査

2022年4月1日着工の工事より、一定規模以上の解体・改修工事の場合、事前調査の報告が義務化されました。



建築物等を解体、改造、または補修する作業を伴う建設工事の元請業者は当該建築物等に石綿含有建材の使用の有無について調査する必要があります。

(「石綿障害予防規則」の改正: 2021年4月1日施行)
(「大気汚染防止法」の改正: 2021年4月1日施行)



ポイント!

法改正による変更点

① 規制対象

- ・すべての建材*1が対象になりました
- ・一定規模以上*2の解体・改修・リフォームなどの工事が対象となりました

② 事前調査を行う者の要件の新設

- ・建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行うことが義務付けられました

③ 分析調査を行う者の要件の新設

- ・分析調査を実施するためには厚生労働大臣が定める者が行うことが義務付けられました

④ 都道府県等への報告

- ・事前調査の結果等を原則として石綿事前調査結果報告システム*3による届出が義務付けられました

※1・建物以外の土地に接着させて設置した人工的に作った物で門や塀から建築物内の設備まで拡大

※2・当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるもの

・当該作業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの

・工作物の場合も同様

※3・大気汚染防止法および石綿障害予防規定に基づく報告手続き(申請)を同時に行えるオンラインシステム

当社
では

建築物石綿含有建材調査者による「石綿含有建材有無の事前調査」を実施しております。

また、公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者が分析を実施しております。

※令和5年(2023年)10月1日からの有資格者の義務化にも対応

▶石綿(アスベスト)の事前調査の方法

①書面調査

- ・設計図書等を確認し、解体等工事に係る建築物等の設置に**着手した日**、使用されている**建築材料の種類**を確認します。
- ・使用されている建築材料に石綿が使用されているかを石綿含有建材データベース等を使用して石綿の含有の有無を確認します。



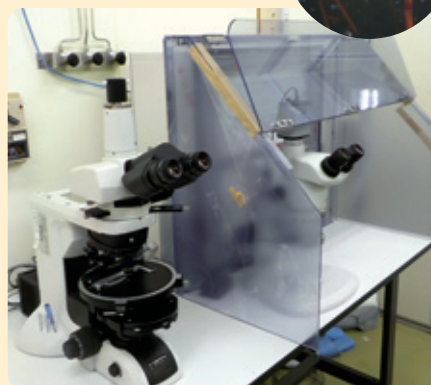
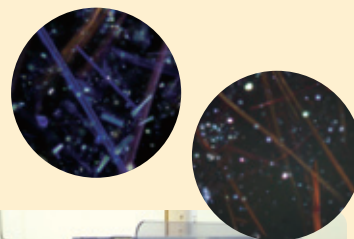
②現地調査

- ・解体等工事に係る建築物において設計図書と異なる点がないか確認します。
- ・現地で建築材料に印字されている製品名や製造番号等を**広範囲にわたって確認**をして**石綿含有の可能性のある建築材料**であるか特定します。



③分析調査

- ・書面調査及び現地での調査で石綿含有の有無が把握ができないものは現地で**建築材料を採取**して分析調査をします。



その他の実施義務および経過措置に関しましては、
当社までお気軽にお尋ねください。